

審査基準と標準処理期間

処 分 名	危険物施設の設置・変更の許可		
根拠法令名	消防法	(条項)第11条第1項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
標準処理期間	設置許可20日 変更許可15日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <p>許可は、次の要件に適合するときに行うものとする。</p> <p>(1) 法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。</p> <p>(2) 製造所、貯蔵所、又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>			
所 管 課	予防課 指導担当	処理番号	予No. 3